

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 理事及び監事選出規程

第1条 この規程は、定款第19条に規定する理事及び監事の選出については、この規定の定めるところによる。

第2条 理事の選出は、所属団体から選出されたものにつき、評議員会の決議によって選任する。

1. 地域の代表	4名
2. 学識経験者	4名
3. 民生委員・児童委員協議会	4名(単位民協各1名)
4. ボランティアセンター運営委員会の代表	1名
5. 老人クラブ連合会	1名
6. 高齢者福祉施設	1名
7. 障害福祉関係団体	1名
8. 児童福祉関係団体	1名
9. 行政機関	1名

第3条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 監事の選任には、財務管理について識見を有する者と社会福祉事業についての識見を有する者を選任する。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月16日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和5年6月2日から施行する。